

伊豆スカイラインにおける交通事故事件処理要綱の制定 について

(平成 18 年 5 月 1 日例規交企第 38 号)

伊豆スカイラインにおける交通事故事件及び仮停止・仮禁止の処理を迅速・的確に行うため、別添のとおり処理要領を定めたので、効果的運用に努められたい。

別添

伊豆スカイラインにおける交通事故事件処理要綱

第 1 交通事故事件等の処理要領

1 処理区分

伊豆スカイラインにおける交通事故事件及び仮停止・仮禁止（以下「交通事故等」という。）の処理を行う担当警察署及び担当区域は、次表に定めるとおりとする。

担当警察署	担 当 区 間
三 島 警 察 署	田方郡函南町桑原字中峰 1407 番地の 1（起点）から田方郡函南町畑 526 番地の 353 までの区間（同区間の附属駐車場を含む。）
伊豆中央警察署	伊豆の国市韮山多田 989 番地の 7 から伊豆市冷川字大幡野 1524 番地の 1402（終点）までの区間（同区間の附属駐車場を含む。）

2 処理要領

伊豆スカイラインにおける交通事故等の処理は、前記 1 の処理区分に基づき、別表により行うものとする。ただし、同表に掲げる処理項目以外の仮停止及び仮禁止にあつては、仮停止及び仮禁止の事務処理要領について（平成 6 年甲通達運教第 53 号）により行うこと。

第 2 交通事故事件以外の事件を認知した際の措置

担当警察署の署員が交通事故事件を取扱い中、交通事故事件以外の事件を認知したときは、前記第 1 の 1 に規定する担当区間にかかわらず速やかに管轄警察署長に事件の概要を通報するとともに、現場における所要の初動措置を行い、管轄警察署に事件を引き継ぐものとする。

第 3 管轄警察署と担当警察署との関係

伊豆スカイラインの区間における担当警察署の指定は、交通事故等の処理に関するものであり、管轄警察署の交通法令違反を含む交通事故防止対策に関する責任を回避するものではないので、関係する警察署においてはそれぞれ緊密な連携を保持し、相互に積極的な協力体制をとるものとする。

別表(第1-2関係)

種類	区 間 処理項目	処 理 要 領	
		三島警察署が担当する区間のうち、その管轄が熱海警察署に属する区間	伊豆中央警察署が担当する区間のうち、その管轄が熱海警察署及び伊東警察署に属する区間
交通事故事件	交通事故事件	三島警察署で処理する。	伊豆中央警察署で処理する。
	事故発生件数の統計	熱海警察署に計上する。	管轄警察署に計上する。
仮停止・仮禁止事案	仮停止・仮禁止対象事案の速報	三島警察署長は、熱海警察署長に通報する。	伊豆中央警察署長は、管轄警察署長に通報する。
	仮停止・仮禁止の要否の決定	熱海警察署長は、三島警察署長と協議の上、要否を決定する。	管轄警察署長は、伊豆中央警察署長と協議の上、要否を決定する。
	仮停止・仮禁止対象事務の執行	熱海警察署長は、必要な事務の執行を三島警察署長に依頼する。	管轄警察署長は、必要な事務の執行を伊豆中央警察署長に依頼する。